

中小企業魅力向上支援包括補助事業 FAQ

※項番は実施要領に対応しています。

2026/4/8改定

1 事業の目的

質問	回答
「自らの魅力を顕在化する」とはどのような意味ですか。	事業者自身の製品、サービス、職員、社風等、事業者としての魅力を対外的にPRするため「棚おろし」「見える化」することです。自身で発見できない魅力も多々あるため、客観的にアドバイスを受けることができる専門家派遣事業等の活用等をご検討ください。

3 助成対象者

質問	回答
区内に自宅がある個人事業者ですが、操業は区外です。助成金の対象になりますか。	助成対象になりません。 ただし区内の自宅でもおおむね1年以上個人事業を営んでいることを提出書類等で判断できれば、助成対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
区内に本店がある法人ですが、操業は区外です。助成金の対象になりますか。	助成対象となります。
フランチャイズ契約している区内のフランチャイジー(加盟店)が、販促を目的とした経費を申請することはできますか。	可能です。 フランチャイザー(本部)からの金銭的支援を受けていない又は受ける見込みがない経費が、助成対象となります。
区内のフランチャイザー(本部)が、フランチャイジー(加盟店)の販促を目的とした経費を申請することはできますか。	別事業者から申請となるため、できません。 助成対象の要件を満たしているフランチャイジー自身が申請してください。

質問	回答
<p>区外に自宅がある個人事業者ですが、操業は区内です。助成金の対象になりますか。</p>	<p>区内に事業所を有し、おおむね1年以上操業していることが提出書類等で判断できれば、助成対象となります。</p>
<p>区内で操業して1年未満ですが、助成金の対象になりますか。</p>	<p>実績報告時までに納税証明書による直近の住民税及び事業税の完納が確認できれば、助成対象となります。 直近の納税証明書の発行については、発行元の地方公共団体にお問い合わせください。</p>
<p>一般社団(財団)法人ですが、助成対象となりますか。</p>	<p>助成対象になりません。</p>
<p>NPO法人ですが、助成対象になりますか。</p>	<p>助成対象になりません。</p>
<p>個人事業者ですが、所得は雑所得のみです。助成金の対象になりますか。</p>	<p>助成対象になりません。</p>
<p>サラリーマンですが、副業として個人事業を営んでいます。助成金の対象になりますか。</p>	<p>本助成金は、生業としている事業者への支援を想定しています。副業の場合は事業性に個人差があることから、内容によっては助成対象とならない場合があります。 申請を希望する場合は、必要に応じて追加資料の提出をお願いする場合がございます。詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>個人事業者ですが、プライバシーの観点から区内のバーチャルオフィスを借りています。助成金の対象になりますか。</p>	<p>助成対象になりません。 ただし区内に在住しており、かつ自宅でもおおむね1年以上個人事業を営んでいることが提出書類等で判断できれば、助成対象として認める場合があります。詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>個人事業の開業届出書の控えを紛失してしまいました。申請できますか。</p>	<p>申請できません。 個人事業の開業届出書につきましては、所管の税務署にお問い合わせください。</p>
<p>個人事業の開業届出書の記載内容と現在の個人事業の内容が変わっています。申請できますか。</p>	<p>開業届出時から現在に至るまでに変更箇所等のつながりが全て分かる確定申告書(別表一)の写し又は所得税の納税地の異動又は変更に関する申出書の写しを追加で提出してください。</p>

質問	回答
<p>個人事業を営んでいましたが、最近法人化しました。申請できますか。</p>	<p>個人事業から引き続き同一事業をおおむね1年以上実施していることが提出書類等で確認できれば、助成対象となります。 なお、提出書類の一部については、個人事業及び法人両方のものが必要となります。詳しくはお問い合わせください。</p>

4 助成対象事業

質問	回答
<p>前年度と同じ取組内容(チラシ作成・WEBサイト構築・展示会出展等)で申請できますか。</p>	<p>原則として申請できません。 ただし、前年度と比較して、取組内容に対する新規性や改善策があり、かつ一定の合理性が認められる場合は、交付決定を受けることができる可能性があります。詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>「取組内容が同じ又は類似する内容は交付決定を受けることができない場合がある」とは、どのようなケースが該当しますか。具体的な線引きを教えてください。</p>	<p>申請内容から総合的に判断します。 前年度と全く同じ内容の広告を打つ、同じチラシをポスティングする等、前例踏襲や継続的实施と判断される場合がこれに該当します。 取組内容が同じ又は類似していても、改善策や新規性があり、その内容に妥当性や合理性があると認められれば、交付決定を受けることは可能です。</p>
<p>取組内容が同じ又は類似する内容は申請できないとありますが、同じ費目で申請できないということでしょうか。</p>	<p>同じ費目でも申請は可能です。上記回答を参照してください。</p>

5 助成対象経費及び助成率

■共有事項

質問	回答
<p>人材獲得支援、魅力発信支援、展示会等出展支援全てを申請できますか。</p>	<p>可能です。</p>
<p>人材獲得支援のみ、又は展示会等出展支援のみで申請できますか。</p>	<p>可能です。</p>
<p>当初は展示会等出展支援のみを申請し交付決定を受けました。追加で魅力発信支援を追加で申請できますか。</p>	<p>要綱及び実施要領に記載の要件を満たしていれば、交付決定後でも1回のみ変更申請が可能です。ただし、交付決定額の増額はできません。 変更等承認申請が別途必要となりますので、最初の申請時にあらかじめ申請内容を固めておく等、計画的な申請をお願いします。</p>
<p>コンサルタント業務の一環としてWeb制作を請け負っていますが、制作のノウハウがないため他の事業者に出注して制作してもらっている事業者です。今回、人材獲得のため求人サイト新設経費を申請したいのですが、申請できますか。</p>	<p>申請者自身の履行能力の有無にかかわらず、申請内容について申請者の業務として行っている(又はこれに類する)経費は助成対象となりません。 本件はこれに該当するため、当該経費は申請できません。</p>
<p>助成要件を満たしたい(又は助成率優遇を受けたい)のですが専門家派遣を受ける時間的余裕がありません。どうしたらよいですか。</p>	<p>本助成金の目的を達成いただくよう、一部の支援内容については申請前に専門家派遣を必須要件又は派遣を受けた場合の助成率優遇措置を設けています。 専門家派遣を受けない場合、人材獲得支援に係る経費は申請できません。展示会等出展支援については申請自体は可能ですが、助成率優遇措置を受けることができなくなります。</p>

質問	回答
<p>専門家派遣を受けずに展示会等出展支援のみで交付決定を受けました。交付決定後に専門家派遣を受けることはできますか。また、交付決定後に専門家派遣を受けた場合でも助成率の優遇措置は適用できますか。</p>	<p>専門家派遣を受ける時期は任意ですが、交付決定後に専門家派遣を受けても助成率の優遇は適用できません。</p>
<p>販促用チラシの制作に当たり、専門家派遣を受けてから交付申請し、交付決定を受けました。その後、代わりに求人用チラシに変更したいので変更等承認申請を行う予定です。この場合、再度専門家派遣を受けなければならないのでしょうか。</p>	<p>人材獲得支援の経費を支出する場合は専門家派遣等が必須のため、再度公社が指定する専門家派遣を受ける必要があります。</p>

■(1)人材獲得支援

質問	回答
<p>求人広告のデザインと印刷の事業者を別々に発注しても、両方助成対象となりますか。</p>	<p>両方とも助成対象となります。</p>
<p>求人用チラシをすでに印刷したのですが、助成対象となりますか。</p>	<p>印刷後は助成対象になりません。</p>
<p>求人用チラシをデザインしてもらい、これから印刷する予定です。助成対象となりますか。</p>	<p>印刷前に交付決定を受け、かつ専門家派遣を受けることにより軌道修正が可能な経費については、助成対象となります。詳しくはお問い合わせください。</p>
<p>求人用チラシの代金を既に前払いしたのですが、これから印刷する予定です。助成対象となりますか。</p>	<p>印刷前に交付決定を受けていれば助成対象となります。</p>
<p>既に昨年度から今年度1年間の月額払いの求人広告経費を申請したいのですが、助成対象となりますか。</p>	<p>既に広告掲載に着手しているため、全ての経費について助成対象になりません。</p>

質問	回答
<p>今年5月から来年の4月末までの1年間、月額払いの求人広告を掲載する予定です。助成対象期間内(2月末まで)の月額経費は助成対象となりますか。</p>	<p>来年2月末までに助成対象事業が完了しないため、全ての経費について助成対象になりません。</p>
<p>求人と販促を兼ねた動画を制作したいのですが、申請できますか。</p>	<p>自社の魅力発信を兼ねた求人動画であれば、人材獲得支援にて申請できます。販促が目的となる場合は、魅力発信支援にて申請してください。 判断が難しい場合は、専門家派遣を受けた上で申請をお願いいたします。</p>
<p>既に求人専用のWebサイトを立ち上げています。新たにWebサイトを新設したいのですが、助成対象となりますか。</p>	<p>助成対象となります。 ただし条件として、デザインを一新している必要があります。実績報告時に新旧Webサイトのデザインの提出が必要です。</p>
<p>既に求人専用のWebサイトを立ち上げています。新たにWebサイトを新設したいのですが、本助成金を受けるためにはドメインを変更する必要がありますか。</p>	<p>ドメイン変更の有無は助成対象に影響ありませんので、どちらでも差し支えありません。 なお、ドメイン取得及び維持経費は、助成対象になりません。</p>
<p>既に求人専用のWebサイトを立ち上げています。既存のWebサイトの文字や地図を追加する等、一部リニューアルしたいのですが、助成対象となりますか。</p>	<p>本助成金は、申請者の魅力向上に資する経費を助成する目的のため、単なる既存Webサイトの一部を修正するのみの経費は助成対象になりません。</p>
<p>採用説明会に出展する予定ですが、昨年度に申込と出展料の支払いが済んでいます。助成対象となりますか。</p>	<p>出展前に交付決定を受けていれば助成対象となります。(専門家派遣は必須です)</p>
<p>今年度の採用説明会に既に出展しました。助成対象となりますか。</p>	<p>出展後は助成対象になりません。</p>

質問	回答
採用説明会に出展しますが、会社の商標「ITABASHI Quality」は必ず掲げなければならないのですか。	原則として掲示が必要です。 出展規約に抵触する、出展スペースに物理的制約がある等、やむを得ない理由により掲示ができない場合は、事前にご相談の上、実績報告時にその旨を明記してください。
成功報酬型人材採用に係る経費の手数料を申請したいのですが、内定通知書を発行していません。申請できますか。	原則として内定通知書等、採用が内定している疎明資料が必要です。 作成等については、申請条件である専門家派遣等によりアドバイスを受けてください。
成功報酬型人材採用に係る経費の手数料を申請したいのですが、既に入社しています。申請できますか。	既に入社しているため、申請できません。
成功報酬型人材採用に係る経費の手数料を申請したいのですが、まだ採用の見込みが立っていない状況です。申請できますか。	経費の発生が確定する内定後から、入社までの間に申請してください。ただし、他の人材獲得支援の経費と併せて申請する場合には、この限りではありません。 なお、助成対象期間内に入社し、手数料の支払を完了する必要があります。

■(2)魅力発信支援

質問	回答
広告のデザインと印刷の事業者を別々に発注しても、両方助成対象となりますか。	デザイン、印刷とも助成対象となります。
販促用チラシをすでに印刷したのですが、助成対象となりますか。	印刷後は助成対象になりません。
販促用チラシをデザインしてもらい、これから印刷する予定です。助成対象となりますか。	印刷前に交付決定を受け、かつ専門家派遣を受けることにより軌道修正が可能な経費については、助成対象となります。詳しくはお問い合わせください。

質問	回答
販促用チラシの代金を既に前払いしたのですが、これから印刷する予定です。助成対象となりますか。	印刷前に交付決定を受けていれば助成対象となります。
既に昨年度から今年度1年間の月額払いの販促広告経費を申請したいのですが、助成対象となりますか。	既に広告掲載に着手しているため、全ての経費について助成対象になりません。
今年度から来年度の1年間、月額払いの販促広告を掲載する予定です。助成対象期間内の月額経費は助成対象となりますか。	来年2月末までに助成対象事業が完了しないため、全ての経費について助成対象になりません。
Web広告を掲載する予定ですが、売上から広告費が引かれる形態です。申請できますか。	実支出を伴わないため、売上相殺型広告は助成対象になりません。
既に自社Webサイトを立ち上げています。新たにWebサイトを新設したいのですが、助成対象となりますか。	助成対象となります。 実績報告時に新旧Webサイトのデザインの提出が必要です。
既に自社Webサイトを立ち上げています。新たにWebサイトを新設したいのですが、ドメインを変更する必要はありますか。	既存のドメイン、新しいドメインどちらでも差し支えありません。 なお、ドメイン取得及び維持経費は、助成対象になりません。
既に自社Webサイトを立ち上げています。既存のWebサイトの文字や地図を追加する等、一部リニューアルしたいのですが、助成対象となりますか。	助成対象になりません。 本助成金は、申請者の魅力向上に資する経費を助成する目的のため、単なる既存Webサイトの一部を修正するのみの経費は助成対象になりません。

■(3)展示会等出展支援

質問	回答
展示会に出展する予定ですが、昨年度に申込と出展料の支払いが済んでいます。助成対象となりますか。	出展前に交付決定を受けていれば助成対象となります。
今年度の展示会に既に出展しました。助成対象となりますか。	出展後は助成対象になりません。

質問	回答
海外の展示会は助成対象となりますか。	助成対象となります。 助成対象経費の支払は円建てに限定していますのでご注意ください。
オンライン展示会は助成対象となりますか。	助成対象となります。
毎年、板橋区産業振興公社の板橋区ブースに出展しています。他の展示会に出展した際の経費について申請できますか。	申請できます。
学会主催の展示会は助成対象となりますか。	実質的に特定の会員を目的とした内容のものは助成対象になりません。定時総会や会員向けツアー等と並行して実施される場合等はこれに該当します。 ただし、過去の開催報告書や主催者からの申立て等により、販路拡大を目的とした展示会であると客観的に認められる場合は、助成対象となる場合があります。詳しくはお問い合わせください。
展示会に出展しますが、公社の商標「ITABASHI Quality」は必ず掲げなければならないのですか。	原則として掲示が必要です。 出展規約に抵触する、出展スペースに物理的制約がある等、やむを得ない理由により提示ができない場合は、事前にご相談の上、実績報告時にその旨を明記してください。
助成対象期間内に複数回出展を予定していますが、全ての展示会を助成対象とすることはできますか。	できません。 助成金の対象となる展示会等は、1回のみです。

7 助成対象期間

質問	回答
<p>助成対象事業の着手日は具体的にはどの時点を指すのですか。</p>	<p>公社で指定する専門家派遣を(仮に)受けることによる助成対象事業のさらなる向上や軌道修正の実現が、実質的に不可能となる日のことです。 詳しくは、実施要領14頁を参照してください。</p>

9 申請方法

質問	回答
<p>パソコンに不慣れのため、データでの申請が難しいです。申請できますか。</p>	<p>原則はデータによる提出をお願いいたしますが、困難な場合は郵送による申請(消印有効)も受付可能です。 なお、紙による申請の場合、代表者氏名欄は必ず自署又は記名押印(法人の場合は法人印)が必要となるほか、今後の提出書類は全て紙による提出となりますことをご了承願います。</p>
<p>経費予算書の経費内容について、見積書の項目が多いため、まとめて記載することは可能ですか。</p>	<p>可能です。 ただし、経費予算書の金額の根拠については、見積書等の他の提出資料で分かりやすく明示してください。様式は任意です。</p>
<p>納税証明書に代えて、納付が分かる領収書を提出できますか。</p>	<p>できません。 直近の納付状況が反映されている納税証明書を提出してください。</p>

13 助成事業の変更・中止等

質問	回答
<p>助成対象経費の実績減により、実績報告額(交付見込額)が交付決定額より減額となりそうです。事業変更等承認申請は必要ですか。</p>	<p>人材獲得支援、魅力発信支援、展示会等出展支援の3支援全てを中止しない限り、申請は不要です。 減額理由等は実績報告時に明記してください。 交付決定額より減額となった場合は、減額後の金額が実績報告額(交付見込額)となります。</p>
<p>魅力発信支援で販促用チラシで申請し交付決定を受けていましたが、代わりに求人用のチラシに変更することになりました。変更等承認申請は必要ですか。</p>	<p>新たに人材獲得支援を追加することになるため、申請が必要です。 人材獲得支援に変更する場合は、事前に専門家派遣等を受けていることが必須条件となります。 ただし、交付決定額の範囲内までとなり交付決定額の増額はできません。 交付決定額より減額となった場合は、減額後の金額が実績報告額(交付見込額)となります。</p>
<p>魅力発信支援で販促用チラシで申請し交付決定を受けていましたが、代わりに販促用動画制作を行うことになりました。変更等承認申請は必要ですか。</p>	<p>不要です。 ただし、交付決定額の範囲内までとなり交付決定額の増額はできません。交付決定額より減額となった場合は、減額後の金額が実績報告額(交付見込額)となります。</p>
<p>専門家等の派遣を受け、展示会等出展支援(助成率2/3)で交付決定を受けましたが、代わりに採用説明会に出展することになりました。変更等承認申請は必要ですか。</p>	<p>申請できません。 人材獲得支援は専門家派遣は必須ですが、既に助成率優遇条件のために1回受けてしまった場合は、申請要件のために再度受けることができません。結果として人材獲得支援への変更申請自体ができなくなります。</p>

質問	回答
<p>人材獲得支援、魅力発信支援、展示会等出展支援の3支援全てを申請し、交付決定を受けています。実績報告時に各支援の助成対象経費が交付決定時から増減している場合、どのようにすれば良いですか。</p>	<p>そのまま実績報告を提出いただいて差し支えありません。経費の増減額理由等は明記してください。 ただし、実績報告額(交付見込額)は、交付決定額の総額のうち、3支援ごとの各交付決定額の範囲内までとなります。各交付決定額の増額はできません。 交付決定額より減額となった場合は、減額後の金額が実績報告額(交付見込額)となります。</p>
<p>交付決定を受けた内容に変更がありませんが、助成対象経費が増額となる見込です。事業変更等承認申請は必要ですか。</p>	<p>不要です。 実績報告時に経費の増額理由を明記してください。 ただし、交付決定額の範囲内までとなり交付決定額の増額はできません。</p>

14 実績報告について

質問	回答
<p>5万円以上の領収書ですが、PDFファイルにて送信されたもので収入印紙がありません。問題ないでしょうか。</p>	<p>デジタル領収書のため印紙税の納付(収入印紙の貼付・割印)が無くても問題ありません。 ただし、その旨を領収書に記載してもらう等、デジタル領収書であることを分かるようにしてください。</p>
<p>領収書が発行されませんでした。請求書や振込明細書等だけでも問題ないでしょうか。</p>	<p>不可です。 債権債務が分かるもの(請求書等)と、金銭授受が分かるもの(振込明細書等申請者の口座から支払ったことが客観的に分かる疎明資料)の両方を提出してください。</p>

質問	回答
<p>成功報酬型人材採用に係る経費の手数料について、雇用の事実が分かる根拠資料として、労働条件通知書でも大丈夫ですか。</p>	<p>労働条件通知書のみでは不可です。 ただし、実質的に雇用契約の性格も有している、又は雇用契約書を兼ねている場合(雇用契約書である旨も明記されており、かつ雇用主と労働者双方の署名又記名押印がある等)であれば認める場合があります。詳しくはご相談ください。</p>
<p>既存のWebサイトから大幅にリニューアルしましたが、サーバの移行等により旧Webサイトのデータを提出できなくなりました。どうしたら良いでしょうか。</p>	<p>原則として助成対象になりません。この経費分については交付決定額から除外されます。 ただし、新Webサイトをベースに変更箇所を一目で分かるようにして提出していただくことで、例外的に助成対象経費として認める場合があります。詳しくはご相談ください。</p>